

議案第六十六号

杉並区立杉並会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年十一月二十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立杉並会館条例の一部を改正する条例

杉並区立杉並会館条例（昭和四十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「宴会室」の下に「（以下「集会室等」という。）」を加え、同条第二号中「前号」を「前二号に掲げるもの」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 アニメーションに関する資料の収集、保管及び展示に関すること。

第六条中「つぎの各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「または」を「又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第二号中「施設設備」を「施設並びに設備及び展示品等」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第三号中「とき」を「とき。」に改める。

第十三条中「使用者」を「集会室等の使用の承認を受けた者」に、「または」を「又は」に改める。

第十四条中「建物および器具等」を「会館の施設並びに設備及び展示品等」に、「または」を「、又は」に、「区長の定める」を「区長が相当と認める」に、「または免除」を「、又は免除」に改める。

別表第一中

区 分	使用	〔午前九時から午後五時まで〕	使用	〔午前九時から午後五時まで〕	使用	〔午前九時から午後五時まで〕
	料	〔午後五時から午後九時まで〕	料	〔午後五時から午後九時まで〕	料	〔午後九時から午後六時まで〕
	料	〔午後九時から午後六時まで〕	料	〔午後九時から午後六時まで〕	料	〔午後九時から午後六時まで〕

(一) 集会室等使用料

区 分	使用	〔午前九時から午後五時まで〕	使用	〔午後五時から午後九時まで〕	料	〔午後九時から午後六時まで〕
	料	〔午後五時から午後九時まで〕	料	〔午後九時から午後六時まで〕	料	〔午後九時から午後六時まで〕
	料	〔午後九時から午後六時まで〕	料	〔午後九時から午後六時まで〕	料	〔午後九時から午後六時まで〕

に改め、同表に

次のように加える。

(二) 杉並アニメーションミュージアム観覧料

杉並アニメーションミュージアム	区分	観覧料（一人一回につき）
	常設展	
特別展	額内、〇〇〇円を超えない範囲で開催ごとに区長が定める額	小・中学生
	二〇〇円	一〇〇円
	五〇〇円を超えない範囲で開催ごとに区長が定める額	

付記

- 1 「一般」とは、小・中学生以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者を除く。
- 2 「常設展」とは、会館が主催するアニメーションに関する資料の展示で「特別展」以外のものをいう。
- 3 「特別展」とは、会館が主催するアニメーションに関する資料の展示で開催ごとに区長が定めるものをいう。
- 4 特別展の観覧料を納付した者については、常設展の観覧料を徴収しない。

別表第二付記中「別表第一」を「別表第一（一）の表」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

杉並アニメーションミュージアムの観覧料を定める等の必要がある。

杉並区立杉並会館条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(事業)</p> <p>第二条 会館は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 集会室及び宴会室（以下「集会室等」という。）の使用に関すること。</p> <p>二 アニメーションに関する資料の収集、保管及び展示に関すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、会館の使用状況により、区長が適当と認めるもの（使用の不承認）</p> <p>第六条 区長は、会館の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。</p> <p>一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>二 会館の施設並びに設備及び展示品等を</p>	<p>(事業)</p> <p>第二条 会館は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 集会室及び宴会室 の使用に関すること。</p> <p>二 前号 のほか、会館の使用状況により、区長が適当と認めるもの（使用の不承認）</p> <p>第六条 区長は、会館の使用について、つぎの各号の一に 該当すると認めるときは、使用を承認しない。</p> <p>一 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるとき</p> <p>二 会館の施設設備 を</p>

き損するおそれがあるとき。

三 その他管理上支障があるとき。

(使用権の譲渡等禁止)

第十三条 集会室等の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(賠償)

第十四条 使用者は、会館の施設並びに設備及び展示品等をき損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しななければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

き損するおそれがあるとき

三 その他管理上支障があるとき

(使用権の譲渡等禁止)

第十三条 使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(賠償)

第十四条 使用者は、建物および器具等をき損し、または滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しななければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めたときは、その額を減額しまたは免除することができる。